

蒲郡市耕作放棄地対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耕作放棄地の解消及び農地の有効利用を促進するため、市内の耕作放棄地等が売買され、又は貸借される際の支障物除去、整地、土壌改良等の農地の再生作業（以下「再生作業」という。）に必要な費用に対し、蒲郡市耕作放棄地対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者及び対象農地等)

第2条 この補助金の交付対象者は、農産物の販売又は育苗等の営農をするために新たに耕作放棄地等を農地法（昭和27年法律第229号）の許可、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）等により売買し、又は貸借する者とする。ただし、耕作放棄地等の売買又は貸借が、蒲郡市農業委員会が作成する農家台帳（以下「農家台帳」という。）において世帯員となっている者の間で行われるものであるときは、当該世帯員となっている者を除く。

2 この補助金の交付対象となる農地は、蒲郡市農業委員会が実施する利用状況調査において遊休農地として判定された農地又は利用状況調査に準じた方法により市長が指定する職員が現地調査を行い、遊休農地又は耕作放棄地相当と認めた農地とする。なお、当該農地は、第4条に規定する申請書の申請日から1年以内に農地転用してはならないものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、再生作業に要する経費と農家台帳に登録される売買され、又は貸借された農地面積1平方メートル当たり（1平方メートル未満は切り捨て）に助成単価50円を乗じて得た額のいずれか少ない額以内で予算で定める額とする。

2 補助金は、農地の売買の場合は、契約ごとについて1回を限度として交付し、賃借の場合は、契約期間ごとについて1年度1回を限度として交付する。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、蒲郡市耕作放棄地対策事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 再生作業前の現況写真
- (3) 再生作業に係る見積書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による交付申請書の提出時期は、農地の売買又は貸借契約の開始前とする。ただし、営農の理由でやむを得ない場合に限り、申請前の農地の売買又は貸借であっても当該売買又は貸借契約の締結日の1か月後までは補助金の交付を申請できるものとする。

（補助金の交付決定）

第5条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を確認及び審査のうえ、適当と認めた者について、速やかに補助金の交付決定をしなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、申請者に対して、蒲郡市耕作放棄地対策事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、速やかに補助金の交付決定を通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第6条 前条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）が規則第8条に規定する申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（事業変更の承認）

第7条 補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市耕作放棄地対策事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定内容を変更し、又は条件を付し、蒲郡市耕作放棄地対策事業費補助金変更決定通知書（第5号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助対象者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、

市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、蒲郡市耕作放棄地対策事業実績報告書（第6号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 前項に規定する市長が必要と認める書類については、別に定めるものとする。

3 第1項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。ただし、第4条第2項のただし書きによる場合は、申請日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、内容を審査のうえ、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市耕作放棄地対策事業費補助金確定通知書（第7号様式）により、当該補助対象者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助対象者が、自然災害や疾病等やむを得ない事情を除き、次の各号のいずれかに該当した場合は、蒲郡市耕作放棄地対策事業費補助金交付取消決定通知書（第8号様式）により通知し、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 不正な手段により、補助金の交付を受けた場合

(2) 申請日から1年以内に当該農地が農地転用されたことが分かった場合

(調査等)

第13条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定により、補助対象者に対してその状況を調査し、又は報告を求めることができる。

(帳簿等備付)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、

その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。